

## 平成25年度 人事行政の運営等の状況

埼玉中部環境保全組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、組合の人事行政の運営における公正性と透明性の確保を図るため、職員の任用、給与、勤務時間、サービスの状況等を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 採用の状況

採用はありませんでした。

#### (2) 再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の促進等のため定年退職者等のうち、改めて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常勤勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

なお、再任用はありませんでした。

#### (3) 退職者数

退職者はいませんでした。

#### (4) 職員数の状況（一般行政職の級別職員数の状況）

（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）
1級	主事補、技師補	1	20.0
2級	主事、技師	0	0.0
3級	主任	1	20.0
4級	係長、主査	0	0.0
5級	課長補佐	1	20.0
6級	課長	1	20.0
7級	事務局長、事務局次長	1	20.0
8級	事務局長	0	0.0
計		5	100.0

### 2 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況

区分	住民基本台帳人口 （平成25年度末）	歳出額A	人件費B	人件費率 （B/A）
平成25年度	180,684人	735,503千円	45,867千円	6.24%

(2) 職員給与費の状況

区 分	職員数 (A)	給与費			一人当たり の給与費 (B/A)
		給 料	職員手当 (うち期末・ 勤勉手当)	計 (B)	
平成 25 年度	4 人	16,886 千円	10,197 千円 (6,736)	27,083 千円	6,771 千円

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額と平均年齢の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	333,400 円	389,117 円	44 歳

(4) 職員の初任給の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	178,800 円	161,600 円	149,800 円

(5) 職員手当の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	
地域手当	支給率 3 %	支給職員 5 人
期末手当	6 月期 1.225 月分	12 月期 1.375 月分
勤勉手当	6 月期 0.675 月分	12 月期 0.675 月分
退職手当	自己都合 59.28 月分 (最高限度額支給率)	勸奨・定年 59.28 月分 (最高限度額支給率)

(6) 特別職・議員の報酬等の状況

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

区 分		月 額	期末手当
給料	管理者	24,400 円	年間 3.95 月分
	副管理者	20,800 円	
報酬	議長	20,800 円	
	副議長	20,000 円	
	議会運営委員長	19,200 円	
	議会運営副委員長	18,400 円	
	議員	17,600 円	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 1 週間の勤務時間数

職員の勤務時間は、1 週間あたり 38 時間 45 分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前 8 時 30 分から正午までと午後 1 時から午後 5 時 15 分までの 7 時間 45 分の勤務となります。

(2) 育児休業、看護休暇及び介護休暇の状況

平成25年度に育児休業、看護休暇及び介護休暇を取得した職員はいませんでした。

4 職員の分限及び懲戒処分状況の状況

平成25年度において、分限処分された職員及び懲戒処分された職員はいませんでした。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

埼玉中部環境保全組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承

認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成25年度における承認件数はありませんでした。

(2) 営利企業等従事の許可状況

平成25年度における許可件数はありませんでした。

## 6 職員の研修の状況

平成25年度に実施した研修は、埼玉県清掃行政研究協議会の研修1件、危険物安全研修会等2件、一般廃棄物処理施設管理技術講習会1件、共済事務研修1件に職員を派遣し事務の向上を図っております。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る組合の負担状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められています。

なお、共済制度を運用し、実施する主体は埼玉縣市町村職員共済組合です。共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である埼玉中部環境保全組合の負担金によって賄われています。

平成25年度は、埼玉縣市町村職員共済組合に5,790千円の負担金を支出しました。

(2) 公務災害の発生状況

平成25年度の発生件数はありませんでした。

## 8 公平委員会からの報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求…0件

(2) 不利益処分に関する不服申立て…1件